

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正

所管課(室)名
議 会 事 務 局

告 示

長崎県告示第304号

知事の専決処分に属する軽易な事項の指定（昭和22年長崎県告示第440号）の一部を次のように改正する。
令和2年4月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
9 債権1件につき50万円以下の権利の放棄に関する <u>こと。</u>	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所